

合併を推進するための基本指針を受け、 北海道が合併構想を策定

新合併特例法（平成22年3月31日までの限時法）に基づいて、新たな合併に対する総務省の基本的な指針が示されました。北海道府県は「の基本指針に基づき、平成17年度中に地域内の合併に関する構想を策定することになります。今後、合併は第2ステップに突入します。今月号では、基本指針の概要などについてお知らせします。

浦幌町の合併議論は、平成17年

3月を期限とする合併特例法に則って議論され、合併しないという結論を出しました。しかし、合併議論はこれで終った訳ではありません。国は、4月から施行された新合併特例法により引き続き、市町村の合併を推進しています。

5月末には、この新法に基づいた総務省の合併に関する「基本指針」が示され、合併対象を「おおむね人口1万人未満を目安とする小規模市町村」としています。合併を進めなければならぬ市町村の規模が、なぜ「1万人未満」なのか、納得できる合理的な根拠は示されていませんが、北海道は、この基本指針に基づいた「合併の推進に関する構想」を策定します。この構想により知事は、合併協議会の設置勧告をすることが

市町村合併、新たな段階へ

住民に質の高いサービスを提供し、夢のある個性豊かなまちづくりを進めるには、自治体の人口規模はどの程度あればいいのだろうか…。総務省は、知事が作成する合併構想の対象となる市町村を「人口1万人未満」とする基本指針を発表しました。

でき、知事の考え方によっては、再度合併の検討が必要となります。また、検討が進められている「道州制」の議論では、新たな自治体のあり方などについても話し合われています。ここで、こちらの視点からも合併の議論が再び巻き起こるかもしれません。財政難や少子高齢化の到来、行政需要の多様化などで、地方自治体は効率化を迫られています。市町村規模の拡大による効果論を否定するわけではありませんが、「合併」は夢のあるまちをつくるための手段であり、目的ではありません。北海道府県の中には「有無を言わず合併に追い込むようなことはしない」とするなど、構想を策定せず、合併を促す勧告もしない都道府県も少なくありません。北海道で合併が進まなかった背景には、北海道と他地域との差異があ

るためです。広大な北海道の場合、規模拡大だけによる行財政運営の効率化、能力向上を追求するだけで、地域自治（住民自治）、「団体自治」「基礎自治体に対する愛着や誇り」が本当にうまく進むのかについて議論し、地域事情に配慮した、全国一律でない北海道らしい構想の策定を願っています。また、浦幌町は旧法の下、隣接する池田町・豊頃町との合併協議を行い、自立の道を選択しました。仮に構想で合併協議会の設置勧告をされても、今まで協議を進めてきた組合せでは、すぐに合意できる環境にはないと考えています。合併は、よく結婚話にたとえられます。気持ちに通い合えば貧しくてもやっつけていけるし、性格が合わなければ裕福でもやっつけていけません。主

役である私たちは、大いに悩まなければなりません。その結果、自治体間の広域的な連携を目指したり、徹底した行財政改革で自立を目指したり、隣接する市町村と合併したり、さまざまな手法が見えてくるはずです。合併論議は、自治の多様性を考える機会でもあります。「自ら考え、自ら行動するまち」。浦幌の特性に合わせた行政組織や自治の形態への転換。私たちは試されています。

自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針の概要

指針では、地方分権の一層の推進、人口減少社会及び広域的行政への対応、より効果的で効率的な行財政運営の実現へ向けて、引き続き自主的な市町村の合併を全国的に推進していく必要があるとしています。また、市町村の合併は旧合併特例法の下、



一定の成果を挙げたが、地域ごとの進捗状況には差異が見られたと指摘しています。なお、構想には次に掲げる事項が定められます。

基本的な事項

市町村の望ましい姿、自主的な市町村合併の推進の必要性、北海道の役割等に関する基本的な考え方、方針等が示されます。

市町村の現況及び将来の見通し
市町村の行政運営及び財政の現況
人口や高齢化の見通し等が示されます。

構想対象市町村の組合せ

構想対象市町村の組合せが示されます。おおむね次に掲げる市町村がその対象となります。

生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村
更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を指す市町村
おおむね人口1万人未満を目安とする小規模な市町村

【※】用語説明
住民自治:地方自治体の運営が住民の意思を反映して行われること。
団体自治:都道府県や市町村など団体の地方公共団体の意思と責任で自治行政を行うこと。

なお、市町村は、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、旧法の下で市町村の合併を行った経緯についても考慮することとされています。

合併を推進するための必要な措置
北海道において自主的な市町村の合併を進めるために必要であると考えられる措置が示されます(合併協議会の設置勧告など)。

北海道の市町村合併推進構想の策定手順及び方針

学識者らによる「北海道市町村合併推進審議会」を設置し、来春に公表されます。地域ごとの地域説明会、地域懇談会を開催し、住民、市町村の意見を広く聴取するとしています。

策定方針(原文)

いわゆる合併新法は、国において慎重かつ公正な手続きの下で定められたものであるため、法の定めに沿って対応するとともに、原則として国が示した「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」を踏まえる。

北海道内の市町村のあり方そのものについて議論することになることから、旧特例法の下における道内の合併協議の検証を行うことも

に、市町村の意見を十分に聞き、かつ市町村自らの取組みとの連携を密にしながらかつて検討を進める。

住民自治の視点に立った構想としていくためには、道民の認識と理解を深める努力が重要となることから、構想の策定方針から具体的な組み合わせ等に至る過程について、手順を踏んで検討を進めるとともに、積極的な周知、説明を行うなど透明性の確保に努める。

将来の北海道の地方自治の姿を見据えた検討が必要であることから、市町村の現況や将来の見通しについての確かな把握に努めるとともに、道州制に向けた道内外の検討や支庁制度改革に関する検討との整合を図る。

市町村の面積が広いという北海道特有の地理的課題がある中、合併前の市町村の特色や個性を、合併後においても維持していくべきという地域の想いを受け、特例法で認められている地域自治のしくみの活用について検討する。